

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

(資料27-3)

I 基本情報

該当箇所	変更後	変更前	変更理由
P. 3 システム1 ②システムの機能	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワーク	誤記の修正
P. 5 システムの機能 4 ③他のシステムとの接続	<p>3. 証明書データ作成等機能</p> <p>コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書の PDF データを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能</p> <p>〔○〕 税務システム 〔○〕 その他 (証明書交付センター)</p>	<p>(追記)</p> <p>〔_〕 税務システム 〔_〕 その他 ()</p>	<p>コンビニ交付サービス実施のため</p> <p>コンビニ交付サービス実施のため</p>
P. 7 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課長 神崎 章	戸籍住民課長 安河内 和江	人事異動のため
P. 8 (別添1) 事務の内容		(追記)	コンビニ交付サービス実施のため
P. 9 (別添1) 事務の内容	5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末から住民票の写し等を交付する。	(追記)	コンビニ交付サービス実施のため

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

II 特定個人情報ファイルの概要

該当箇所		変更後	変更前	変更理由
P. 18 7. 備考		コンビニ交付サービスにおいて、機構の証明書交付センターでは証明書データを保持しないほか、コンビニ事業者のキオスク端末では証明書発行後速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外の者が特定個人情報を保管することはない。	(追記)	コンビニ交付サービス実施のため
P. 24 (別紙2) 番号法第 9条第1 項別表第 一に掲げ る事務	項番 49	(移転先) 健康づくり課	(移転先) 健康推進課	組織改正のため
	項番 68	(移転先) 地域包括ケア推進課	(移転先) 地域包括ケア支援課	
	項番 76	(移転先) 健康づくり課	(移転先) 健康推進課	
	項番 84	(移転先) 健康づくり課	(移転先) 健康推進課	
P. 25 (別紙3) 新宿区番 号条例第 3条第1 項別表及 び東京都 番号条例 第4条第 1項別表 第1に掲 げる事務	項番 2	(移転先) 高齢者支援課	(移転先) 高齢者福祉課	組織改正のため
	項番 7	(移転先) 高齢者医療担当課 (移転先における用途) 葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	(追記)	条例・規則改正及び 庁内連携の確定のため

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

該当箇所	変更後	変更前	変更理由
P. 41 リスク3 リスクに対する措置の内容	あらかじめ	予め	コンビニ交付サービス実施のため
P. 44 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><当区における措置></p> <p><証明書交付センターにおける措置></p> <p>広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</p> <p><キオスク端末における措置></p> <p>端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</p>	(追記)	コンビニ交付サービス実施のため
P. 44 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><証明書交付センターにおける措置></p> <p>・機構の証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</p> <p>・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。</p> <p><キオスク端末における措置></p> <p>・証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</p> <p>・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。</p>	(追記)	コンビニ交付サービス実施のため
P. 45 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><キオスク端末における措置></p> <p>・個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないで証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。</p> <p>・証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</p>	(追記)	コンビニ交付サービス実施のため